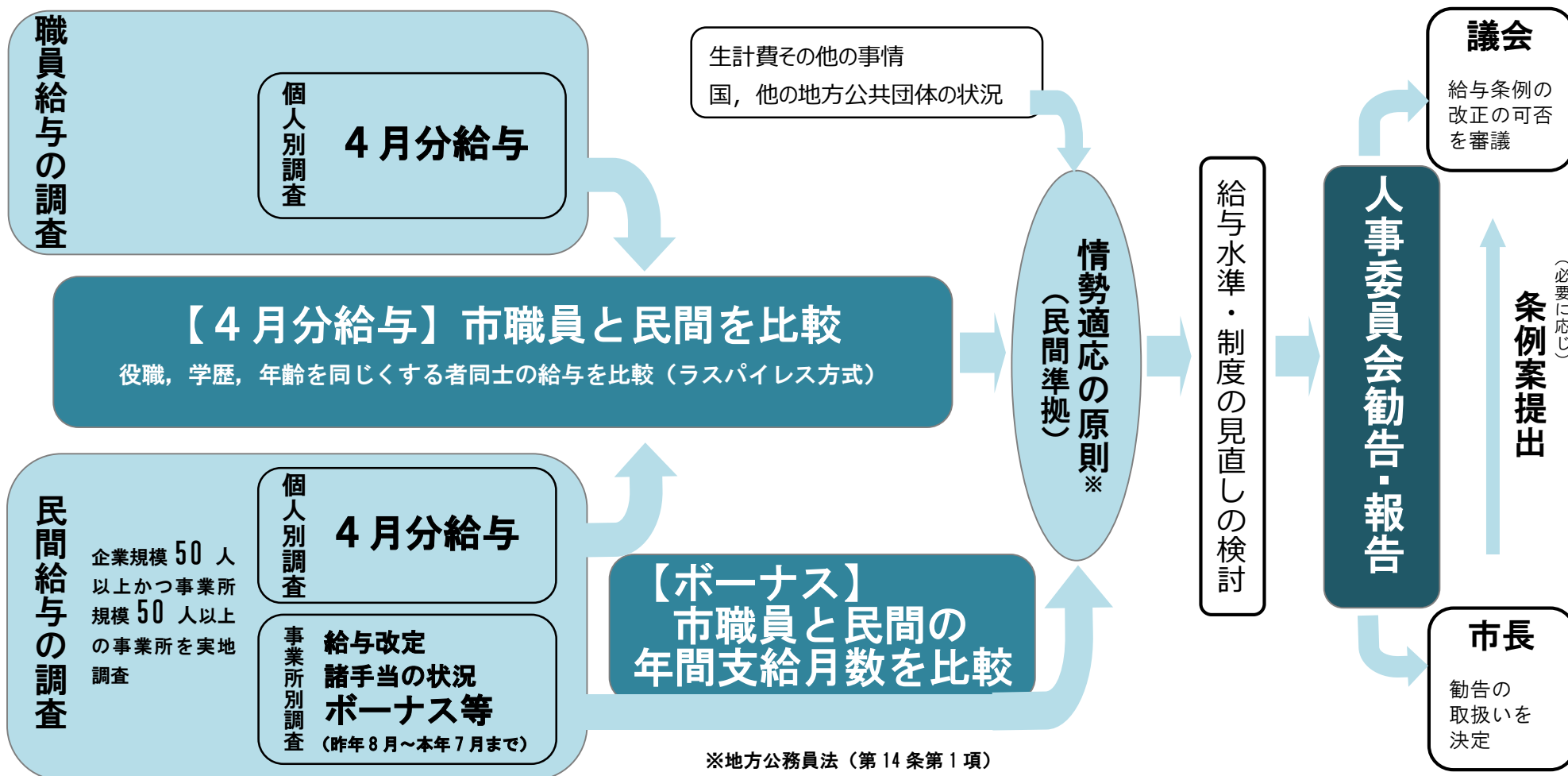


# 給与勧告の流れ

新潟市人事委員会では、民間の4月分給与（毎月支給される月例給）や過去1年間のいわゆるボーナス（特別給）について調査し、市職員の月例給と特別給（期末・勤勉手当）を民間と合わせる（民間準拠）を基本に勧告を行っています。



※地方公務員法（第14条第1項）

地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。